

## 長野原町生ごみ処理機器等購入補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、長野原町における環境にやさしいまちづくりの一環として、家庭から出る生ごみの減量と再生利用の普及を図ることを目的として、生ごみ処理機器等の購入者に対して購入費用の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、生ごみ処理機器等とは、次に掲げるもののうち、家庭から出る生ごみを減量化又は堆肥化ができると認められるものをいう。

- (1) 土中の微生物や細菌等の働きを利用して、生ごみを減量又は堆肥化することを目的として作られた容器（以下「コンポスト容器」という。）
- (2) 電力等(手動も含む。)を利用することにより、生ごみを減量又は堆肥化することを目的として作られた機器（以下「電動式等生ごみ処理機」という。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、家庭から出る生ごみを減量化又は堆肥化ができると町長が認めたもの

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えているもの（事業所を除く。）とする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 購入した生ごみ処理機器等を設置し、適正に維持管理できること。
- (3) 堆肥化された生ごみを自ら適正に処理することができること。
- (4) 町税を完納していること。

### (補助金の額及び補助対象基数)

第4条 補助金の額等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の額は、生ごみ処理機器等1基につき購入価格の2分の1（100円未満切り捨て）とし、その上限額を20,000円とする。
- (2) 補助対象基数は、コンポスト容器については、1世帯あたり1年度に2基までとし、電動式等生ごみ処理機は、1年度に1基までとする。

### (交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、長野原町生ごみ処理機器等購入補助金交付申

請書（様式第1号）に、次の書類を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、電動式等生ごみ処理機購入に係る補助金の交付を受けようとする者は、購入前に生ごみ処理機器等購入補助金交付希望申込みを行わなければならない。

- (1) 領収書等購入金額を証するものの写し
- (2) 電動式等生ごみ処理機にあってはその保証書

（交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認められるときは補助金の交付決定をし申請者に交付するものとする。

（確認及び調査指導）

第7条 町長は、生ごみ処理機器等の設置を確認し、その管理状況を調査並びに指導することができる。

（補助金の返還）

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

長野原町生ごみ処理機器等購入補助金交付申請書

平成 年 月 日

長野原町長 様

申請者  
住所 長野原町大字  
氏名  
電話番号

生ごみ処理機器等について、次のとおり購入したので標記補助金の交付を請求します。

記

補助金申請額	円	
購入生ごみ処理機器等 名称		
購入台数	基	
購入金額	円	
購入年月日	平成 年 月 日	
振込先金融機関名	金融機関名 支店名	
	口座番号	当座・普通
	フリガナ	
	口座名義人	

添付資料等

- ※ 領収書等購入金額を証するものの写しを添付すること。
- ※ 電動式等生ごみ処理機の場合は保証書の写しを添付すること。
- ※ 補助金額は、購入価格の2分の1とし、上限額は20,000円とする。  
ただし、百円未満は切り捨てとする。
- ※ 1年度1世帯につき、コンポスト容器は2基までとし、電動式生ごみ処理機は1基までとする。